

特区小規模保育事業所として活用できる

土地、建物情報の募集について

以下の施設設置、運営法人公募を行うにあたり、当該施設を設置できる土地、建物の情報を募集します。

また、建物については、一定の要件を満たす場合に、その賃借料の一部が補助されます。詳細については、別紙「駅前立地小規模保育事業所賃借料支援事業について」をご参照ください。

[令和4年4月1日開園の特区小規模保育事業所の運営法人](#)

（令和3年8月2日公募）

上記公募における受付期間等、公募の詳細についてはリンクページをご覧ください。

情報募集の目的

市では、新たに小規模保育事業所を設ける場合、施設を整備・運営する法人を公募により募集のうえ、審査・選定しています。

公募があれば、応募しようとする法人は、自ら整備・運営に適した土地、建物を探し、確保したうえで応募しますが、土地、建物の確保が年々厳しくなっている状況です。

こうした中、市では、小規模保育事業所の整備・運営に関する公募の際に、土地、建物の所有者の方などからその土地、建物に関する情報もあわせて募集することとし、整備・運営を検討している法人にその情報を提供することで、施設整備を促進していきたいと考えています。

施設整備について

【整備方法】

- ・土地・・・運営法人が小規模保育事業所を建設
- ・建物・・・運営法人が建物を小規模保育事業所仕様に改修

本市は、運営法人が自ら確保した物件に対して小規模保育事業所を設置する場合に、運営法人に対して、その費用の一部を補助します。

提供をお願いする情報について

- [土地](#)
- [建物](#)

詳細についてはリンクページをご覧ください。

公募から応募に至るまでの流れ

別紙をご覧ください。

情報提供の方法

物件情報を提供いただける場合は、物件情報提供書（土地）（様式1）、物件情報提供書（建物）（様式2）に必要事項を記載の上、担当課までご持参いただくか、FAXにて送信をお願いします（以下参照）。

【情報募集期間】令和3年8月19日（木）17時30分まで

【担当課】待機児童対策室：堺市堺区南瓦町3-1

電話 072-228-0383、FAX 072-222-6997

情報提供にあたっての注意事項など

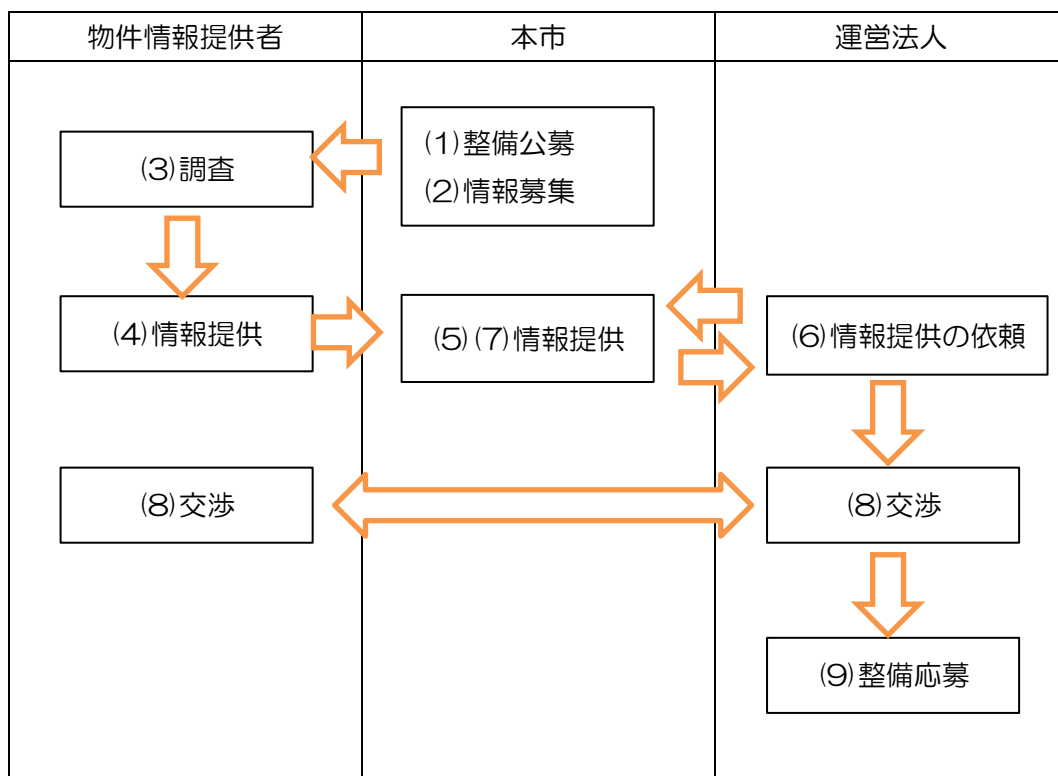
- 提供いただいた情報は、提供期間中、市ホームページにおいて、区ごとに件数のみを掲載し、（応募を検討する）法人からの依頼に応じ、市は問合せ先も含め全ての情報を提供します。
- 物件所有者等に対し、情報提供を受けた複数の法人から、問合せが来る可能性があります。
- 市が行うのは、法人への情報提供までであり、その後の売買に関する手続き、交渉などには**市は一切関与しません**。物件所有者等と法人との責任において行っていただくようお願いします。

【情報提供期間】令和3年8月23日（月）から9月17日（金）17時30分まで

公募から応募に至るまでの流れ

- (1) 市が、小規模保育事業所の整備・運営法人を公募
- (2) 市が、小規模保育事業所の整備に活用できる情報を募集
- (3) 情報提供者（物件所有者等）が、該当する情報を調査
- (4) 情報提供者が、情報を市に提供
- (5) 市が、情報提供者から提供された情報を、市ホームページで掲載（区単位で件数を表示）
- (6) 詳細情報の提供を希望する運営法人が、市へ提供を依頼
- (7) 市が、法人が希望する情報を提供
- (8) 情報提供を受けた運営法人が、情報提供者へ連絡し、物件について、双方で交渉
※市は一切関与しません
- (9) 交渉が成立すれば、運営法人は必要書類などを作成のうえ応募

【イメージ】



物件情報提供書（土地）（小規模保育事業所）

	【記載例】	1	2	3
所在地	北区〇〇町〇丁〇番地〇			
面積/地目	〇,〇〇〇m ² /宅地			
用途地域	商業地域			
建ぺい率/容積率	80% / 400%			
売却・賃貸	売却			
価格 (賃貸の場合は月額賃料)	200,000,000 円 (要交渉)			
特記事項	引き渡しは平成30年4月以降			
連絡先 (名称)	株式会社〇〇不動産 営業課 〇〇 〇〇			
連絡先 (電話番号)	072-〇〇〇-〇〇〇〇			

- 提供いただいた情報は、提供期間中、市ホームページにおいて、区ごとに件数のみを掲載し、(応募を検討する)法人からの依頼に応じ、市は問合せ先も含め全ての情報を提供します。
- 物件所有者等に対し、情報提供を受けた複数の法人から、問合せが来る可能性があります。
- 市が行うのは、法人への情報提供までであり、その後の売買に関する手続き、交渉などには市は一切関与しません。物件所有者等と法人との責任において行っていただくようお願いいたします。

物件情報提供書（建物）（小規模保育事業所）

		【記載例 1】	【記載例 2】	1	2
所在地		北区〇〇町〇丁〇番地〇	堺区〇〇町〇丁〇番地〇		
ビル名		〇〇〇ビル(4階建て)	〇〇ビル(5階建て)		
建築年月		平成20年1月	平成27年4月		
フロア別面積(m ²)		1階：250 m ² 2階：150.25 m ² 〃	1階：300 m ² 3階：200 m ² 〃		
賃借料（月額）		〇〇〇〇円（要交渉）	〇〇〇〇円（要交渉）		
物件情報の条件 (※)	新耐震基準	<input checked="" type="checkbox"/> 満たしている	<input checked="" type="checkbox"/> 満たしている	<input type="checkbox"/> 満たしている	<input type="checkbox"/> 満たしている
	検査済証の発行等	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	耐火建築物に該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
特記事項		平成30年3月まで入居者あり	平成30年4月まで入居者あり		
連絡先（名称）		株式会社〇〇不動産 営業課 〇〇 〇〇	株式会社〇〇不動産 営業課 〇〇 〇〇		
連絡先（Tel）		072-000-0000	072-000-0000		

(※)「提供をお願いする情報について」の条件

- 提供いただいた情報は、提供期間中、市ホームページにおいて、区ごとに件数のみを掲載し、（応募を検討する）法人からの依頼に応じ、市は問合せ先も含め全ての情報を提供します。
- 物件所有者等に対し、情報提供を受けた複数の法人から、問合せが来る可能性があります。
- 市が行うのは、法人への情報提供までであり、その後の売買に関する手続き、交渉などには市は一切関与しません。物件所有者等と法人との責任において行っていただくようお願いします。